

社会福祉法人伊根町社会福祉協議会
役員報酬及び役員並びに評議員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊根町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員報酬及び役員並びに評議員等の費用弁償に関する、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬等)

第2条 役員報酬額は、以下の定めるところによる。

役職名	金額	適用
会長	40,000円	月額
副会長	60,000円	年額

2 上記の報酬について、会長は毎月支給し、副会長は毎年3月に支給するものとする。

(役員並びに評議員等の費用弁償等)

第3条 役員並びに評議員等の費用弁償は、以下の定めるところによる。

役職名	金額	適用
理事	2,000円	会議1回につき
監事	2,000円	会議1回につき
評議員	2,000円	会議1回につき
選任解任委員	2,000円	会議1回につき

2 監事の監査会への出席費用弁償は、1回につき5,000円とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月12日から施行する。
平成22年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正